社会福祉法人富良野あさひ郷

役員報酬等に関する規程

施　行　　平成２９年４月１日

社会福祉法人　富良野あさひ郷

（目的）
第１条この規程は、社会福祉法人富良野あさひ郷定款第二三条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）に対する役員報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

（常勤の理事の報酬総額）
第２条　常勤の理事の１年間の報酬（役員報酬、給与及び賞与）の総額は、その員数にかかわらず2500万円以内とする。
２　前項の１年間とは毎年７月１日から翌年６月30日までの期間をいう。

（役員報酬）
第３条　役員報酬等は、次のとおり支給する。
一　常勤の理事長の役員報酬は月額13万円以上17万円以下とし、理事会の決議を経て決定する。
二　常勤の業務執行理事の役員報酬は月額７万円以上11万円以下とし、理事会の決議を経て決定する。
三　非常勤の理事長の１年間の役員報酬は150万円以内とし、理事会及び評議員会の決議を経て決定する。なお、１年間とは毎年７月１日から翌年６月30日までの期間をいう。
四　理事長及び業務執行理事を除く常勤の理事の役員報酬の額は、第２条に定める報酬総額の範囲内において、理事会の決議を経て決定する。
五　理事長を除く非常勤の理事の役員報酬は支給しない。
六　監事の役員報酬は、監査１日につき10,000円とし、毎年４月１日から翌年３月31日までの報酬の合計額を毎年３月に支給する。
２　職員（正規職員又は嘱託雇用職員）と兼務する役員（以下「職員兼役員」）に対しては、正規職員給与規程又は嘱託雇用職員就業規則に基づき給与及び賞与を支給し、それと別に前項の役員報酬を支給する。

（費用弁償）
第４条　役員が理事会等の会議に出席したときは、旅費規程で定めた交通費を実費弁償する。
２　職員兼役員については、前項を適用しない。

（附則）
本規程は、2017年４月１日より施行する。

（附則）
2022年４月１日　一部改正
2026年７月１日（2026年４月１日適用）　一部改正